

○ 恵那市地域包括支援センターの今後の在り方について

1. 趣旨

平成 18 年 4 月から介護保険法に基づき、高齢者の健康保持及び生活の安定を図るため、地域において一体的に包括的な支援事業等を実施するための中核的機関として、地域包括支援センターを設置している。

しかし、少子高齢化が進み高齢化率が上昇する中、要介護・要支援者の増加、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加など、高齢者をとりまく状況は大きく変化している。そのため、地域包括支援センターの今後の在り方について検討し、高齢者の支援体制の充実・強化を図る。

2. 背景

(1) 今後、支援が必要となる高齢者の増加

① 高齢化率の上昇 H30 34.2% → R2 35.3% → R7 36.9%

② 後期高齢者（75 歳以上）人口の増加

H30 9,245 人 → R2 9,409 人 → R7 10,461 人

(2) 相談支援体制の地域格差 H30.3 末現在

圏域	高齢者数 (人)	相談件数 (件)	訪問件数 (件)	移動時間 (時間)	来所件数 (件)
全体	17,040	2,121	586	317	436
中央	8,821	1,406	337	73.2	362
南部	6,791	547	188	194.0	37
北部	1,428	168	61	49.8	37

(3) 地域包括ケアシステムの推進・深化

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能を強化し、在宅医療・介護連携推進、認知症施策の強化、地域ケア会議の充実、多職種連携ネットワークの構築等の新たな事業展開を図る。

(4) 地域包括支援センターの業務の増大

- ① 総合相談支援業務
- ② 介護予防ケアマネジメント
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ④ 権利擁護業務

⇒ 多面的（制度横断的）支援の展開

3. 意見聴取

(1) 地域包括支援センター運営協議会

学識経験者・医師会・歯科医師会・薬剤師会・社会福祉協議会・介護支援専門員・民生児童委員会・壮健クラブ・NPO, ボランティア・介護サービス事業者・被保険者代表

H30. 2. 7 地域包括支援センターの今後の在り方について

H30. 4. 25 運営体制及び機能強化の取り組みについて

(2) 地域自治区ケア推進会議 (13 地域)

地域自治区・支部社協・民生委員・壮健クラブ・地域の活動団体・医療関係者・介護保険サービス事業者・社会福祉協議会・振興事務所・振興事務所

R 元. 5. 29~6. 13 地域包括支援センターの今後の在り方について

〔主な意見〕

- ・市にセンター1ヶ所では市民にとって少ない、心理的に遠く感じる
- ・センターを増やして迅速に相談支援を行ってほしい
- ・相談窓口を増やしセンターと連携を取ることも重要ではないか
- ・すぐに相談できる身近なセンターがほしい (南部)
- ・地域担当職員が頻回に出向いてくれば良い (北部)
- ・高齢者の集まるサロン等に職員が出向き介護予防の話などをしてほしい
- ・センターを知らない人が多い、周知が必要ではないか

4. 課題

- (1) 地域包括支援センターの周知の必要性
- (2) 各種相談窓口との連携の強化
- (3) 市民に身近な相談支援窓口 (拠点) の必要性

5. 今後の方針 (案)

総合相談支援の充実を始めとした、センター機能強化を図るため、運営に関する体制整備を行ないます。そして、関係機関との連携を図るためネットワーク作りに励みます。

また、広く市民に知って頂くため、啓発活動を充実させ、市民の安心に繋がります。



1 圏域	業務内容
北部・中央地域 (総括機能)	介護予防日常生活支援総合事業 包括的支援事業 任意事業 介護予防支援事業 出張相談所
南部地域 (支所)	包括的支援事業 ※他、地域に必要な事業 介護予防支援事業 出張相談所